平成２４年（フ）第１４３号
札幌市北区新琴似７条16丁目１番22号
破産者　藤澤　孝紀
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６０号
札幌市手稲区新発寒５条７丁目１番１号
破産者　増田　洋裕
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
釧路市昭和中央３丁目32番19号
破産者　鎌田　正一
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３４号
札幌市南区澄川６条４丁目３番５―201号、破産手続開始決定時の住所釧路市昭和中央３丁目32番19号
破産者　鎌田　貞之
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１６９号
釧路市駒場町11番241号
破産者　つけもの処わた部こと　渡部　次郎
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第９７５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷７丁目21番地の７、従前の住所仙台市泉区桂１丁目14番地の１　桂ＰＨガーデンビュウ弐番館801
破産者　高橋　弘毅
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
仙台市宮城野区清水沼１丁目４番20号　第２コーポ森101、開始決定時の住所仙台市太白区長町南１丁目４番20―607号
破産者　佐藤　洋子（旧姓大谷）
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
宮城県大崎市古川境野宮字北屋敷74番地　サニーカーサハル102号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川李埣字前田38番地１　エトワール古川905号
破産者　太田恵美子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
宮城県大崎市岩出山上野目字針生５番地１
破産者　佐々木信秀
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
秋田市外旭川字前谷地26番地８
破産者　油木　　懋
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４号
川崎市幸区柳町54番地　サンハイム101、前住所横浜市鶴見区矢向４丁目７番20号
破産者　金子　健二
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
川崎市多摩区菅３丁目11番39号
破産者　中村　正幸
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目16番１号
破産者　山本　　敦
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
名古屋市緑区鳴子町４丁目２番地　鳴子第２住宅316号
破産者　谷口　　輝
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８２号
愛知県日進市藤塚１丁目295番地　サニーヒル日進106
破産者　是永　愛弓
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８５号
愛知県春日井市如意申町６丁目18番地８　レオパレスヴィエント101号
破産者　山田泰司こと　**裵**　　栄守
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５３号
愛知県春日井市割塚町131番地　中京ビル502号
破産者　浅野　博嗣
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０１４号
名古屋市緑区曽根２丁目217番地　大川荘102号
破産者　マルショウ商店こと　渡**邉**　進正
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７４号
名古屋市北区浪打町２丁目79番地
破産者　田中　憲次
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部